

「国民の保護に関する基本指針の一部変更」について

変更の趣旨

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。
- 今般、近年の国民保護施策の進展を踏まえた、基本指針の一部変更を行う。

変更の概要

- 国民保護法施行令の改正（令和7年8月）により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
- 国が、シェルター確保に係る基本的な方針について定めるものとする旨の明記
- その他（記述の適正化等）

（参考）国民の保護に関する基本指針の位置付け

